

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1) (122)（略） (123) 三―プロモ―（三―クロロピリジン―ニ―イル）―N― 〔四―シアノ―ニ―メチル―六―（メチルカルバモイル）―フェ ニル〕―H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シア ン―トラニプロール）及びこれを含有する製剤 (124) (146)（略） 十二〇六十七（略）（毒物）	別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1) (122)（略） (123) (145)（略） 十二〇六十七（略）（毒物）

（傍線の部分は改正部分）